

館林地区消防組合通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

館林地区消防組合

管理者 多田善宏

館林地区消防組合規則第5号

館林地区消防組合通勤手当支給規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合通勤手当支給規則（昭和45年館林地区消防組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第8条の2の2 条例第12条第2項第2号で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | | |
|------|------------------------|---------|
| (1) | 片道5キロメートル未満 | 2,000円 |
| (2) | 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 | 4,200円 |
| (3) | 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 | 7,300円 |
| (4) | 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 | 10,400円 |
| (5) | 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 | 13,500円 |
| (6) | 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 | 16,600円 |
| (7) | 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 | 19,700円 |
| (8) | 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 | 22,800円 |
| (9) | 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 | 25,900円 |
| (10) | 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 | 29,100円 |
| (11) | 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 | 32,300円 |
| (12) | 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 | 35,500円 |
| (13) | 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 | 38,700円 |
| (14) | 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 | 42,200円 |
| (15) | 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 | 45,700円 |
| (16) | 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 | 49,200円 |
| (17) | 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 | 52,700円 |
| (18) | 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 | 56,200円 |

(19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円

(20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円

(21) 片道100キロメートル以上 66,400円

第8条の3の見出し中「使用者」を「併用者」に改める。

第8条の3第1項中「条例第12条第2項第1号」を「条例第12条第2項第3号」に改め、「同条第1項第3号に」の次に「掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3項に」を加える。

第8条の3第1項第2号中「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同項第3号中「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第15条第1項第1号中「配偶者（配偶者）」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）（配偶者）」に改める。

第17条の2第2項中「第12条第6項」を「第12条第7項」に改める。

第17条の4第2項中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第26条第1項に規定する育児時間（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。